

預金種類別の該当異動事由一覧

対象預金	①預金額の異動	②手形・小切手 提示等による支払 請求	③公告対象預金 に係る情報提供 の求め	④通帳・証書の発 行、記帳（※） 繰越	⑤総合口座取引規定に基づく他の預金、混在型定期預金通帳または積立定期預金 （積立口・通帳口）における同一通帳内の他の預金で、①から④の事由
当座預金	○	○	○		
普通預金	○	○	○	○	○
貯蓄預金	○	○	○	○	
納税準備預金	○	○	○	通帳発行のみ	
通知預金	○	○	○	通帳・証書 発行のみ	
別段預金	○	○	○		
定期預金	○	○	○	○	○
積立型定期預金	○	○	○	○	○
定期積金	○	○	○	証書発行のみ	
総合口座	○	○	○	○	○
混在型定期預金通帳	○	○	○	○	○
積立定期預金 （積立口・通帳口）	○	○	○	○	○
非居住者円預金	○	○	○		

注)：マル優の適用となっている預金は対象外

※ 記帳する取引がなかった場合を除く。